

亜細亜大学陸上競技部 OB 会規約

(名称及び構成)

- 第1条 本会は亜細亜大学陸上競技部 OB 会と称し、次の会員で構成する。
会員は亜細亜大学陸上競技部出身者とする。又、かつて陸上競技部に在籍し入会を希望する者は、会員2名以上の推薦を経て会長の承認を受けた者。

(目的)

- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、亜細亜大学陸上競技部の発展強化に寄与することを目的とする。

(事務所)

- 第3条 事務所を東京都武蔵野市境5-24-10亜細亜大学内に置く。

(役員及びその委嘱)

- 第4条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1名
 - 副会長 若干名
 - 部 長 若干名
 - 監査役 1名以上
 - 幹 事 定員なし
- 必要に応じ顧問若干名を置くことができる。
顧問は会員総会の議を経てこれを委嘱する。
幹事は会員の中から卒業年次及び地域構成を勘案し、会員総会の議を経てこれを委嘱する。
幹事の互選により会長及び副会長を選出する。
但し、会長経験者は会長に立候補できない。

(役員の仕事)

- 第5条 各役員は次のとおりとする。
- (1) 会長は会務を総括し本会を代表する。
 - (2) 副会長は会長を補佐して会務を総括し、会長が事故あるときはあらかじめ会長の指名するところにより会長の職務を代行する。
 - (3) 顧問は会長及び幹事会の諮問に応じ本会の目的達成を促進する。
 - (4) 幹事は幹事会を組織して本会の会務一切を企画実行する。
但し、主要事項については会員総会の決議を経なければならない。

(5) 監事は本会の事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 会長の任期は2年とし、留任を妨げない。
- (2) 副会長、及び幹事と監事の任期は2年とし、留任を妨げない。

(総会)

第7条 会員総会は会長によって招集され、原則として年1回開催する。
必要に応じて会長は随時招集することができる。

(総会の成立)

第8条 会員総会の議決は出席会員の過半数による。
但し、本規約の変更その他の重要事項の決議には、出席会員の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

(幹事会)

第9条 幹事会は会長、副会長、幹事、監事で構成して随時開催し、その決議は総会に準じて行う。
会長は幹事会の決議又は行動につき会員に適宜報告し連絡するものとする。

(監督及びコーチ)

第10条 (1) 亜細亜大学陸上競技部長の要請があり且つ幹事会がその必要を認めた場合、亜細亜大学陸上競技部の強化指導の為、会員の中から監督を選任して選出することができる。
(2) 監督の選任は幹事会において選任し総会の承認を経て行うこととする。
(3) コーチの選任は本会より選出した監督に一任する。

(会計)

第11条 本会の運営資金は会費、寄付金その他の諸収入によって賄う。

(会費)

第12条 会員は会費を次のごとく、毎年度会計幹事宛て納めなければならない。又、必要に応じて随時会費を納めなければならない。

- ・卒業後10年以内及び女性会員 年会費 3,000円
- ・上記以外の会員 年会費10,000円

会費の納入時期は毎年度4月30日迄とする。

(1期納入を原則とするが分割も可)

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

(慶弔の取扱い)

第14条 慶弔関係は会長の承認を受け次のとおり取扱う。

(1) 会員は祝電及び弔電を受けることができる。

(2) 幹事は供花を受けることができる。

(その他)

第15条 1. 本会の会員で不都合の行為があった者、若しくは事故なくして会費を納めない者は会員総会の議を経て除名することができる。

2. 会員で氏名、住所、勤務先に変更があった場合は速やかに本会事務所に通知しなければならない。

3. 必要に応じて支部を設けることができる。

(規約の改正)

第16条 本規約の改正は総会の決議に基づいて行う。

(付則) 本規約は昭和43年4月1日より施行する。

昭和53年11月19日改訂

平成 元年 5月21日改訂

平成 6年 5月 7日改訂

平成22年 5月22日改訂

平成24年 3月24日改訂

平成25年 3月30日改訂

平成27年 3月21日改訂